

あさぎり中学校いじめ防止基本方針

はじめに

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（参考：いじめ防止対策推進法）

(2) いじめの禁止

生徒はいじめを絶対に行ってはならない。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめ防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ・ いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- ・ いじめの防止等の対策は、地方公共団体、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

（参考：熊本県いじめ防止基本方針）

1 いじめ対処における組織

(1) 校内組織

① 生徒理解会議（あさぎり会）

構成：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事（情報集約担当）、特別支援コーディネーター、学年主任、保健主事、養護教諭または養護助教諭

内容：生徒の実態に関する情報交換及び共有を図る。（月1回）

② 生徒指導部会

構成：生徒指導主事及び各学年の生徒指導担当者（毎週金曜日開催）

内容：問題行動や生活指導に関して生徒指導主事又は各学年生徒指導担当者が問題解決の方針等を検討し、情報交換及び情報の共有を図る。

③ いじめ防止対策委員会（不定期開催）

構成：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事（情報集約担当）、学級担任、学年主任、保健主事、養護教諭または養護助教諭

内容：発生したいじめ問題に対する対応や指導方針について検討し、決定する。

④ あさぎり中学校生徒会

構成：あさぎり中学校全校生徒

内容：全校生徒が安心して充実した学校生活を送るために、いじめの未然防止にむけて主体的に活動し、一人ひとりを大切にするあさぎり中学校の校風づくりを行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（関係者組織）

① 学校運営協議会

構成：校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・学校運営協議会委員

内容：校内の課題等に関する情報を提供し、学校に助言する。

② 関係機関

あさぎり町教育委員会、あさぎり町健康福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、多良木警察署、児童相談所、法務局

事 態 の 程 度	対 処 組 織	
	家庭や地域、関係機関と連携した組織	校内組織
重 大 事 態	警察署、 児童相談所、 法務局 あさぎり町 教育委員会 学 校 運 営 協 議 会	い じ め 防 止 対 策 委 員 会
中 程 度 の 事 態	スクールソー シャルワーカー	
軽 度 の 事 態	スクールカウンセラー、心の相談員	
通 常 の 状 態	担任、心の相談員	

(図 1 いじめ発生時の対処組織の図)

2 いじめの未然防止のための取組

いじめが発生した場合、発生後の対処では被害生徒、加害生徒、周囲の生徒にとって安心で充実した学校生活を送るようになるために多くの時間がかかることがある。よって、いじめは未然防止を図るために、「いじめを許さない、見逃さない風土づくり」や一人ひとりの生徒を大切にしたい教育環境の整備」が必要である。

○いじめの未然防止のための組織：生徒理解会議、生徒指導部会、あさぎり中学校生徒会

(1) いじめを許さない、見逃さない風土づくり

- ① 登校時の挨拶運動：職員、生徒で挨拶運動を実施し、生徒の様子を観察し、生徒の変化を捉える。
- ② 完全下校の呼びかけ：職員で下校指導を行い、生徒の表情等を観察して生徒の人間関係等の把握に努める。
- ③ 人権月間：6月の人権月間に人権標語や各学級の人権宣言をつくる。学級担任の指導及び校長・教頭・主幹教諭・学年主任等による人権講話を実施する。また人権集会を実施して人権意識の向上に努める。
- ④ 人権教育週間：各学期の人権週間に2時間ずつ人権学習の授業を行う。人権に対して考えを深め、人権を大切にするための行動に移せるようにする。
- ⑤ いじめに関する校内研修の実施：いじめ問題に関する研修を行い、カウンセリングの技法やいじめ問題の発見、問題解決についての知識や指導法を身につける。
- ⑥ 道徳教育の充実：体験活動と関連させたり、地域の素材・人材等を活用したりする道徳教育を計画的に行い、生徒の道徳性や道徳的実践力の向上に努める。
- ⑦ 生徒集会：生徒会が主催する生徒集会を実施し、学校の自治的風土を高めるとともに、委員会活動を通して自己有用感を高める。
- ⑧ 学級活動等での学級討議：学級内の課題等を生徒自身が気付き、解決できるように学級活動での学級討議等を通して生徒間での自浄能力を高める。

(2) 一人ひとりの生徒を大切にした教育活動

- ① 校内清掃の徹底：教師と生徒が協力して校内の美化や環境整備に努め、教育環境を整備すると共に、生徒との信頼関係を構築する。
- ② 生徒会や係活動の充実：一人ひとりが充実感や達成感を持つことができる活動を意図的・計画的に設定して自己有用感を高め、共に互いを認め合える人間関係を構築する。
- ③ 体験活動の充実：充実感や達成感を持つことができるように目標や役割を定め、また、活動を通して、互いを認め合い、協力し合う人間関係の構築に努める。
- ④ 部活動の充実：充実感や達成感を感じ、互いの成長を認め合う部活動の運営を行う。
- ⑤ 適切な言語環境の整備：アサーティブコミュニケーション等を学ぶとともに、日常から相手を思いやる言語の使用を心がけ、職員、生徒が互いを大切にしながら認め合い高め合える言語環境の整備に努める。
- ⑥ 達成感を持てる授業改善：生徒の個性を認めることができる授業を行い、授業後に達成感や充実感を感じることができる授業を行う。
- ⑦ 体験活動を生かした生徒指導：生徒の責任感や自己有用感を高めるとともに、互いを認め合い、信頼し合える人間関係を築くための活動を計画的に行う。
- ⑧ 教育相談：生徒に適切な助言等を行えるように、カウンセリングマインドを持って相談にあたる。場合に応じて学級担任以外の職員も積極的に教育相談に参加する。
- ⑨ 掲示物の定期点検：生徒下校後に教室や廊下の掲示物の点検を行う。掲示物の破損等が生徒の不安やいらだち等を表していることがあるという視点で点検する。
- ⑩ 生徒同士の絆：生徒同士がお互いの良い面や行いを評価し合い、生徒の自尊感情を高め、他者を認める風土を築く。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケートの実施：毎月1回、生活アンケートを実施し、生徒の悩み等について把握する。把握した問題に関しては速やかに教育相談等を行い、問題の解決を図る。
- ② 教育相談：教育相談実施前にアンケート調査を行い、事前に生徒が抱えている課題について握し、学級担任及び学年部が情報を共有する。いじめ等の問題の対策については、生徒指導部も交えて検討を図る。
- ③ 校内巡視：いじめの発生が休み時間等に教師が見ていないところで発生しやすいということから、必要に応じて教室、グラウンド、図書室、体育館等の巡視を行う。
- ④ 清流ノートの点検：学級担任が清流ノートの点検を行う際、生徒が抱えている悩みや人間関係等の困難な状況を確実に把握するようにする。

(4) 相談体制の整備

- ① 校内のいじめの相談窓口
教頭、主幹教諭、生徒指導主事（情報集約担当）、教務、養護教諭または養護助教諭、学年主任、学級担任、心の相談員
- ② 学校以外はいじめの相談・通報窓口
・ 球磨教育事務所（いじめ・不登校アドバイザー） 電話 22-1155
・ 法務局（子どもの人権100番） 電話 0120-007-110

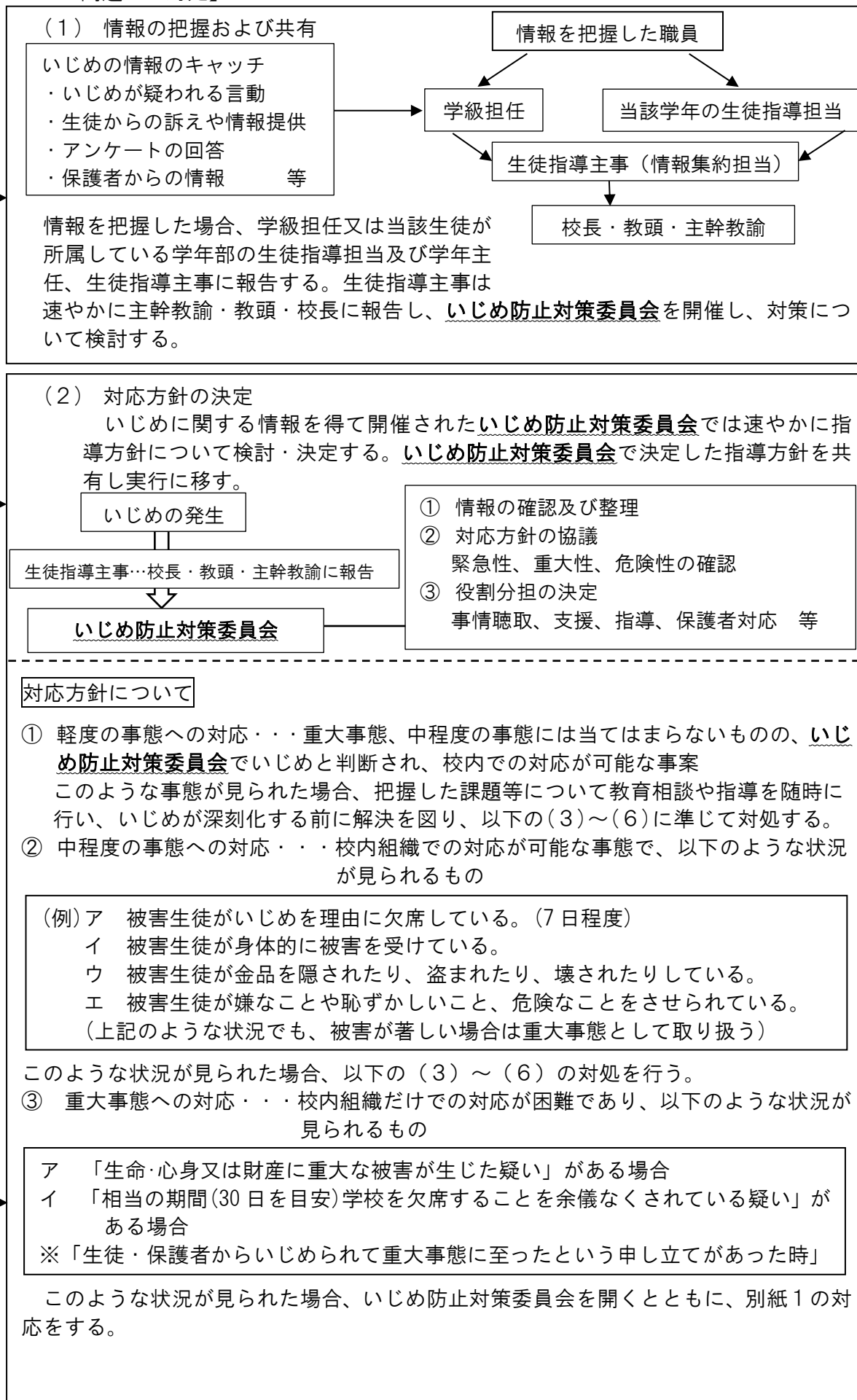
3 いじめ発生時の対処

いじめの情報を把握した場合、速やかに関係職員及び、関係組織に情報を提供し、いじめ問題への対処を図1のように行う。その際に情報を把握した職員が一人で問題を抱え込むのではなく、組織として問題に対処する。

○いじめ発生時の対処のための組織：いじめ防止対策委員会、生徒指導部会

※重大事態が発生した場合・・・いじめ防止対策委員会、学校運営協議会、あさぎり町教育委員会、専門機関の協力を求める。

【(図 1) いじめ問題への対処】



(3) 加害生徒への指導

- ① どのような理由であっても、いじめは絶対に許されない行為であるという姿勢を崩すことなく指導に当たる。被害生徒への謝罪を行わせる。
- ② 加害生徒の人間性を否定するのではなく、行った行為そのものに焦点を置き、指導を行う。その中で加害生徒本人が改善しなければならないようなことについては、場合によって共感的な姿勢を持って指導に当たる。
- ③ 加害生徒への指導は、まずは学級担任が行うこととする。指導の対象となる生徒が複数の場合や、いじめ対策委員会が必要と判断した場合には別の者が指導にあたる場合もある。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時には所轄警察署と連携して対処する。

※ いじめの加害者が複数名にわたる場合や学級や学年の多数が傍観者となっていた場合は、学年集会を開き学年・学級全体に対する指導を行う。

(4) 保護者への連絡

① 被害生徒の保護者

ア いじめが発生した場合や、被害生徒の保護者等からいじめに関する連絡を受けた場合は、速やかに情報の収集に努める。職員の対応については情報収集や指導の途中であってもその状況について情報の提供者に連絡する。

イ 指導の見通しが立った場合や指導が完了した際にも連絡する。

② 加害生徒の保護者

ア 加害生徒の保護者へ連絡し、指導に対する協力の要請と助言を行う。

イ 以下のような場合には加害生徒の保護者に来校を求め、状況の説明や助言を行うとともに、今後の指導への協力を要請する。

- ・被害生徒が物理的な被害を受けている場合
- ・被害生徒が著しい被害を受けている場合
- ・加害生徒が複数回にわたって生活指導等を受けている場合

(5) 被害生徒へ支援

- ① 加害生徒からの謝罪を確実に行わせる。
- ② 学校は被害生徒の立場に立ち、いじめを絶対に許さないという姿勢を示す。
- ③ 学校は被害生徒を必ず守ることや安心して登校できるように周囲とのよりよい人間関係を構築する。

(6) 指導後の経過観察

① 加害生徒

ア 担任・担当学年職員の観察により毎日の生活を把握する。

イ 定期的に面談を行い、本人の心情の変化を掴む。

(生活習慣が改善しない場合や心情面の変化が見られない場合は重ねて指導を行う。)

ウ 加害生徒の保護者に対しても定期的に連絡を取り、家庭での様子等について確認し、助言を行う。

※面談等の期間については生徒指導主事及び該当の学年部で検討する。

② 被害生徒

ア 学年主任、学級担任や養護教諭、場合によってはスクールカウンセラーを中心に面談を行う。

イ 被害生徒の保護者とも連絡を取り合い、家庭での様子等について把握する。

ウ 生徒が登校できない状況におかれている場合には、学年部や養護教諭、生徒指導主事等が連携して家庭訪問を行い、被害生徒への支援を行う。

③ その他の生徒

生活アンケートを定期的実施し、心のケアを行うとともに、毎日の生活を把握する。

(7) いじめの解消

- ① いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。
- ア いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。しかし、いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定することもある。
- イ 面談等を実施し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認できたとき。

4 いじめ基本方針の取組評価

- (1) 取組評価：学期に一度、生徒・職員対象の取組評価を行う
- (2) 評価結果の検証：取組評価の結果を検証し、次学期、次年度に向けた取組の改善について検討する。

5 家庭との連携

- (1) P T A 総会や学年懇談・学校ホームページ等でのいじめ防止基本方針の周知
- ・校長や学級担任、学年主任、生徒指導主事等は全ての家庭に本校のいじめ防止基本方針の周知の徹底を図る。
- (2) 熊本県「愛の1・2・3運動+1」の徹底
- ・学級担任は生徒が欠席した際に家庭との連絡を確実に取り、欠席理由について把握する。欠席が続く場合には家庭訪問等を行うとともに、校内で支援方針を検討して組織的に対応し、生徒の登校支援を行う。
- (3) 子どものサイン発見チェックシートの活用
- ・子どものサイン発見チェックシートを各家庭に配付し、家庭での子どもの様子について把握する。

重大事態の対応について

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめの防止等の対策のための組織」はいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
(いじめ防止対策推進法 22 条)
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告する

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告(設置者から地方公共団体の長に報告)する。

報告する内容(例)

- ① 被害生徒の氏名・学年・性別
- ② 欠席期間・その他生徒の状況
- ③ 生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合にはその訴えの内容

重大事態とは ア)「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間(30 日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

※「生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

- 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置

学校設置者が調査組織や調査組織の構成員を決定する。この際、専門的知識及び経験を有する学校外の専門家の参加に努める。

(いじめ防止対策推進法 22 条の組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える方法等が考えられる。)

- ・調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施

主に聞き取りによる調査が想定される。聴取の対象は、当該生徒、保護者、教職員、関係する生徒などが考えられる。聴取内容は、いじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態だったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。

- ・聴取内容の記載と今後の支援方針の検討

重大事態の発生から 1 ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。聴取した結果を踏まえて、当該生徒が学校に復帰できるように家庭と連携して今後の支援方策を検討する。

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

聴取結果について、当該児童生徒及び保護者に説明する。また、希望する場合にはいじめを受けた生徒又は、その保護者の所見をまとめた文書を聴取の結果報告に添えることできる旨を説明する。

- ・調査結果を学校の設置者に報告

- 学校の設置者が調査主体となる場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。